

水道料金改定説明会

斐川穴道水道企業団

本日の説明会の概要

1.水道事業の現状と課題

- ・ 料金改定の背景にある経営状態と将来の財政推計
- ・ 水道管の老朽化の現状

2.料金改定までの経緯

- ・ 料金等審議会における審議と答申
- ・ 料金の改定率決定の基本的考え方

3.料金改定の概要

- ・ 新旧料金表の比較
- ・ 新料金表によるシミュレーション

1.水道事業の現状と課題

斐川宍道水道企業団の概要①

- ◆旧斐川町（現出雲市）と旧宍道町（現松江市）が共同で水道事業を行うために設置した一部事務組合（昭和34年設立）

※下水道については、委託を受けて使用料の徴収のみを実施

- ◆給水区域は「出雲市斐川町」「出雲市島村町」「松江市宍道町」
- ◆税金ではなく水道料金を主な収入として、「独立採算制」で運営しなければならない（地方公営企業法第17条の2）

給水人口（水道を使用している人）	3 8, 2 9 6 人
給水件数	1 6, 3 8 9 件
年間総配水量（1年間に作った水の量）	4, 4 5 8, 0 6 8 m ³
水道の普及率	9 9. 8 %
管路総延長（水道管の長さ）	5 3 5. 6 km

【令和5年3月31日現在】

斐川突道水道企業団の概要②

6

【主な施設】

- ・ 庁舎
- ・ 出西水源地
浅井戸 6 井、取水ポンプ 6 台
送水ポンプ 2 系統 6 台、
紫外線照射装置 2 台
除鉄除マンガンろ過機 5 台
など
- ・ 出西配水池 (2,000m³)
- ・ 直江配水池 (10,000m³)
- ・ 荻田配水池 (10,000m³)
- ・ 荻田送水ポンプ
送水ポンプ 3 台



① 阿宮水源地



⑦ 金山ポンプ場



⑧ 和名佐浄水場



⑨ 新大野原配水池



⑩ 企業団事務所



① 出西水源地



② 出西配水池



③ 直江配水池



④ 荻田ポンプ場



⑤ 荻田配水池

現行の水道料金表

現行料金表

H12.4.1改定～
 ※消費税変更による変更を除く

用途	基本料金		従量料金 (1m ³ につき)	
	使用水量	料金		
一般用	8m ³ まで	1,034円	9m ³ 以上30m ³ まで	138.6円
			31m ³ 以上	172.7円
営業用	10m ³ まで	1,331円		199.1円
官公庁用	10m ³ まで	1,331円		172.7円
学校用	50m ³ まで	6,644円		172.7円
工場用	500m ³ まで	66,440円		199.1円
プール用	1m ³ につき			112.2円
臨時用	1m ³ につき			531.3円
その他(集会所・児童公園・墓地)	4m ³ まで	528円		172.7円

【現行料金表の特徴】

- 一般用、営業用など、「水を何に使うか」という用途別で料金を設定
- 水道の普及と公衆衛生の向上を目的とするため一般用の負担を低く設定し、一方でその他の営業用、工場用などは高く設定
- 使用状況や使用目的の多様化により、用途が明確に判別できないケースも増えている

「用途別料金体系」は、水道の普及と公衆衛生の向上を目的としている

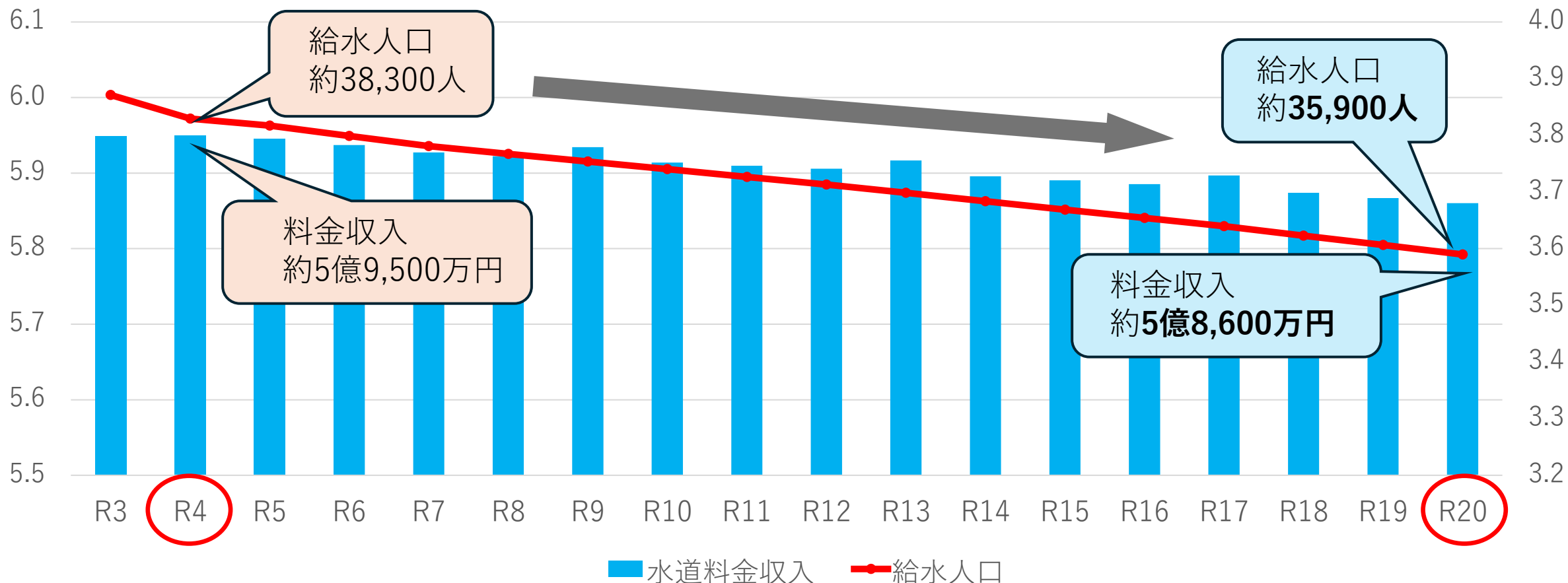
水道料金収入の推移予測

8

料金収入【億円】

水道料金収入及び給水人口の推移予測

給水人口【万人】



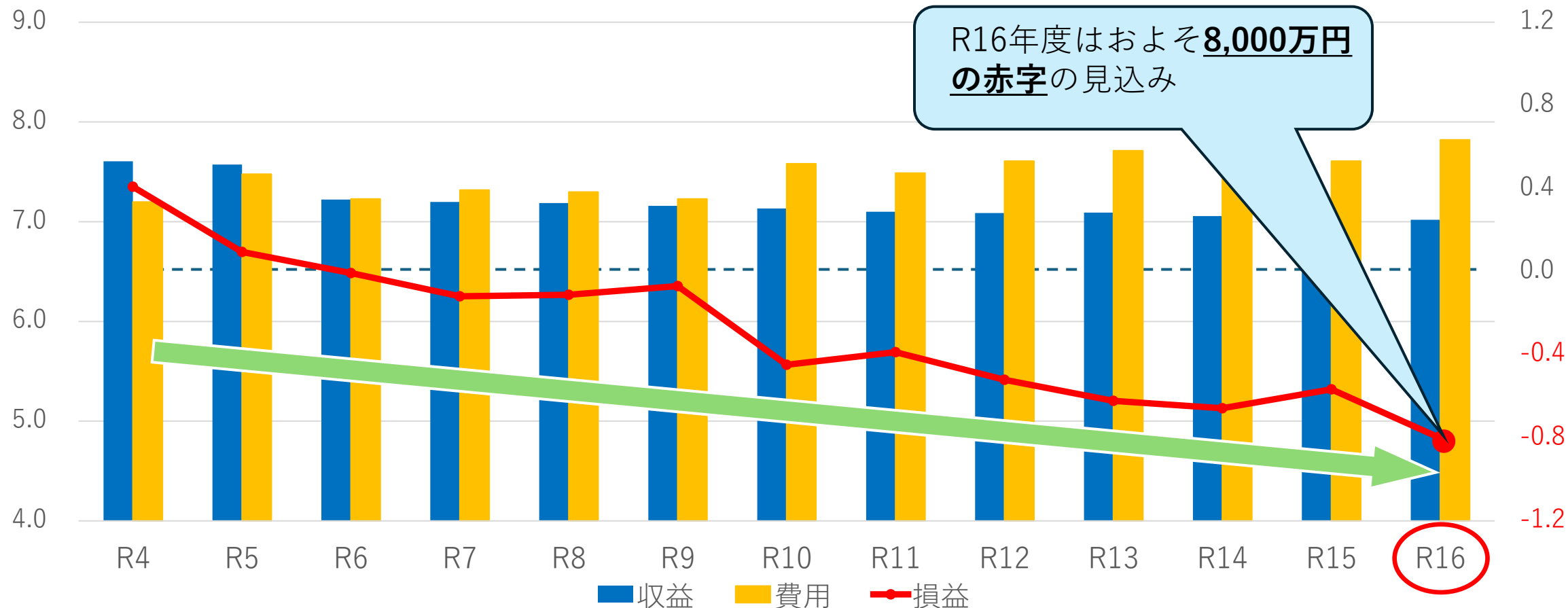
今後、人口の減少に伴い料金収入は減少していく見込み

収益的収支の推移予測

9

収益・費用【億円】

損益【億円】

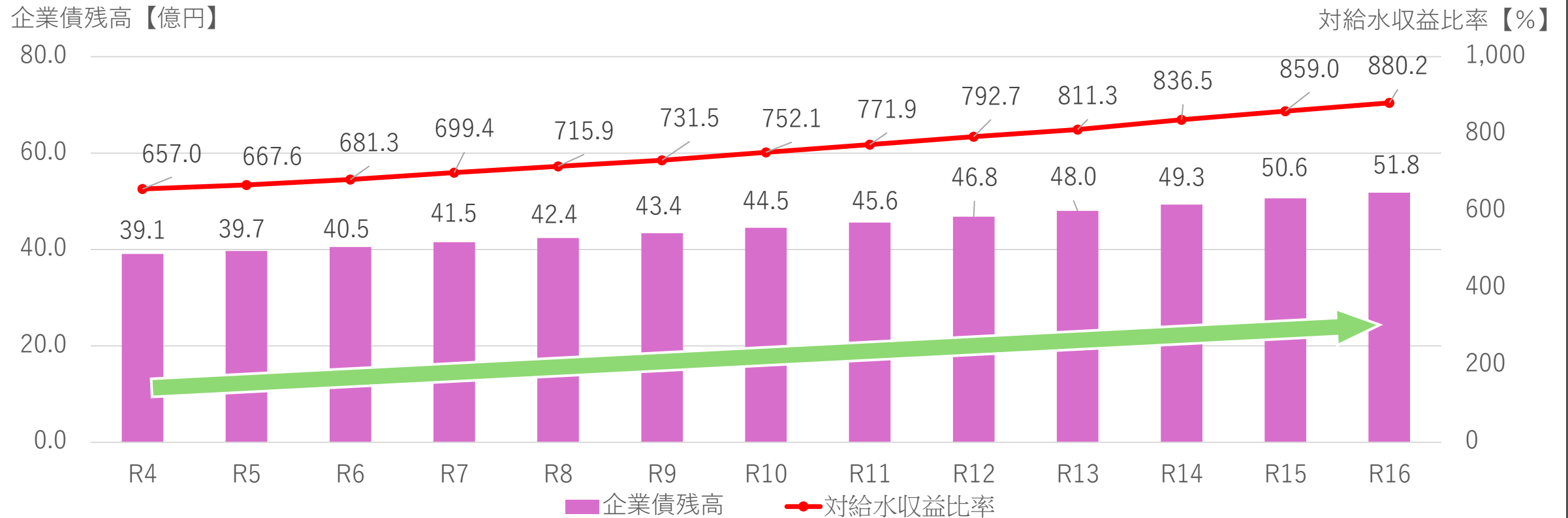


収益が減少する一方、費用は増加し赤字になる見込み

企業債残高の推移予測

【企業債】 = 水道施設整備の費用にあてる借金

企業債の残高が増加すると、将来の世代の負担が増えることになります。



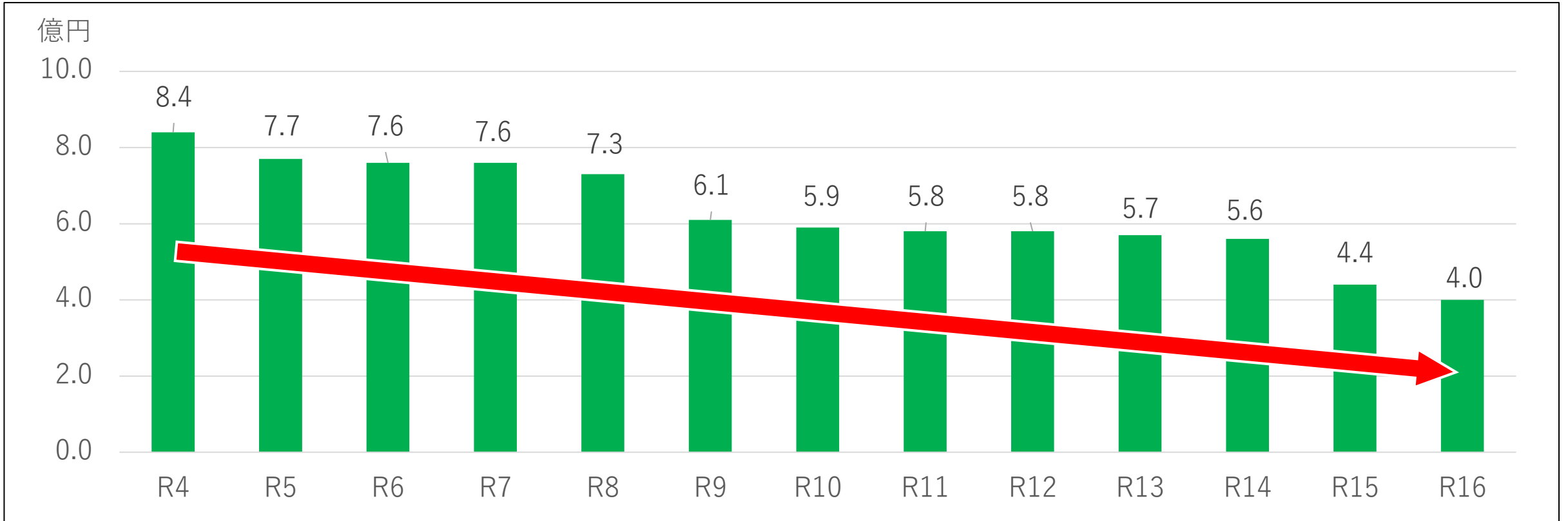
【対給水収益比率】 = 水道料金の収入と比べた際の企業債残高の割合

約650%（令和4年度末）と高い状態にある（同規模の団体の平均値は**約380%**）

内部留保資金の推移予測

【内部留保資金】 = 将来の投資に備えるために蓄えられた資金

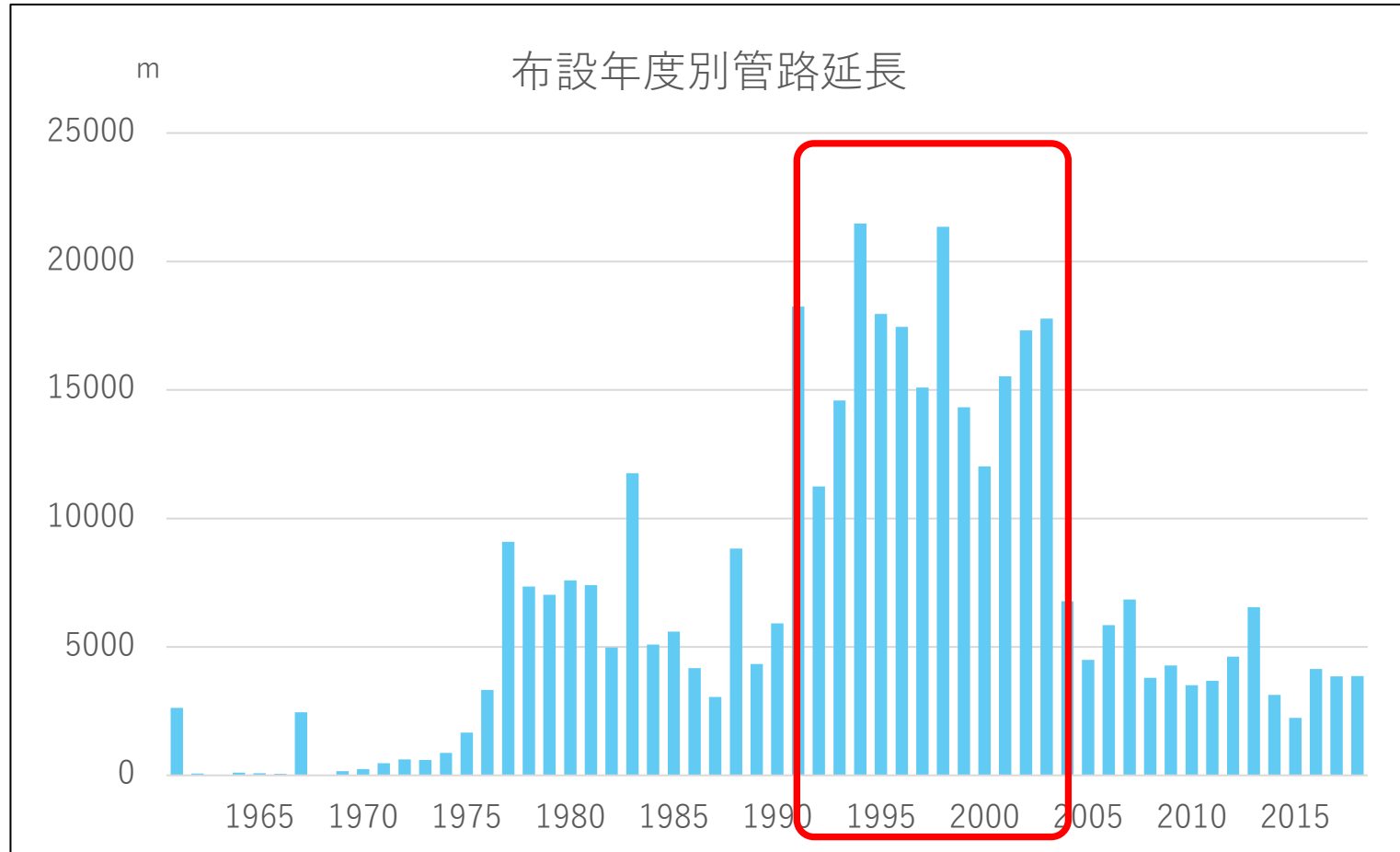
内部留保資金が著しく減ると、災害等で料金収入が途絶えた場合、経営の継続ができなくなる恐れが生じます。



借金（企業債）を抑制しつつも、ある程度の資金確保は必要

水道管の老朽化①

12



平成3年（1991）から平成15年（2003）に整備された水道管の割合が比較的多い



今後法定耐用年数（40年）を経過する水道管の割合が増加していき、およそ10年後にピークを迎える

斐川水道水道企業団 管路更新計画（令和2年度策定）から抜粋

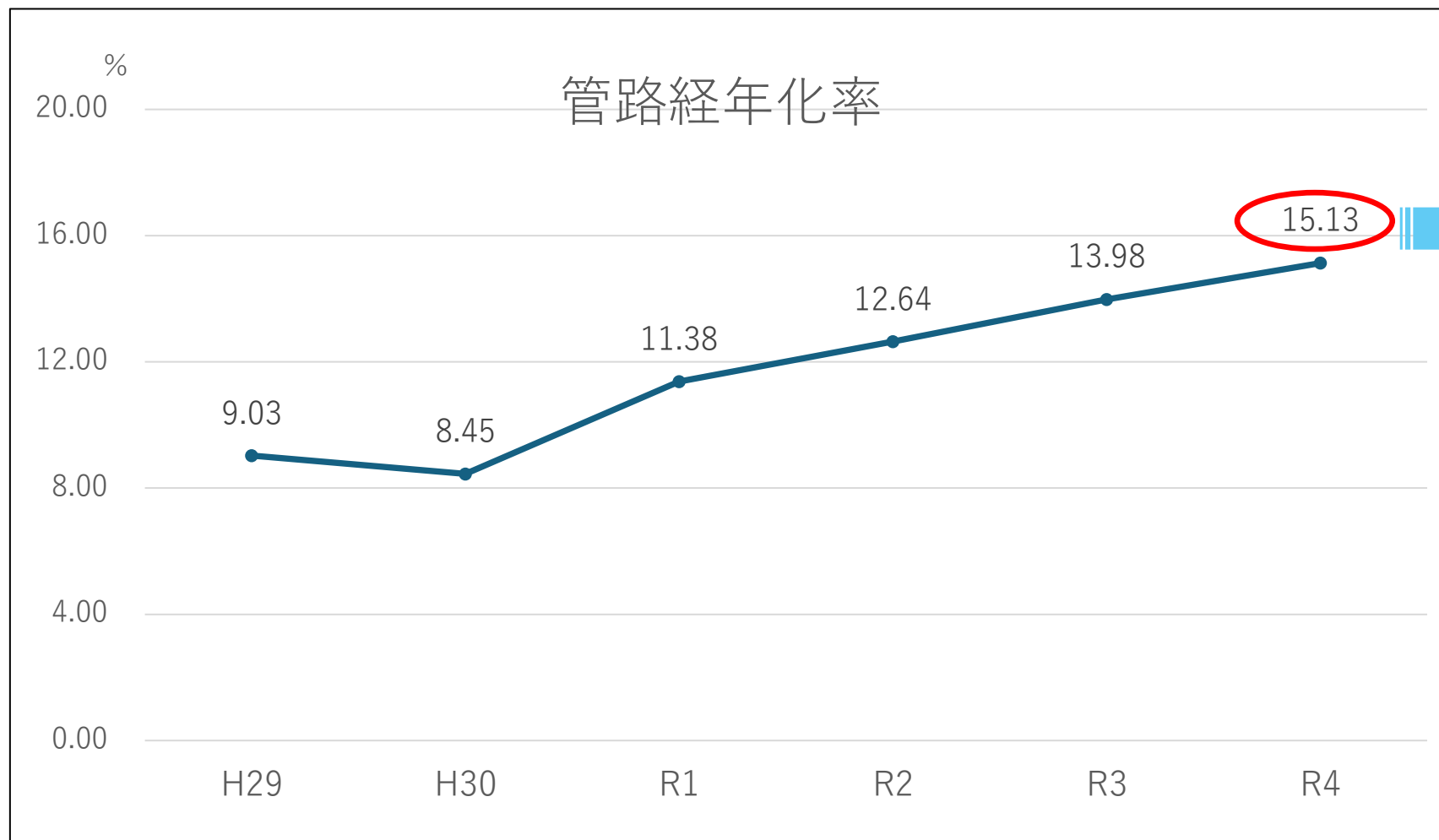
計画的に継続して老朽化した水道管の更新を進めていくことが必要

水道管の老朽化②

管路経年化率



水道管全体のうち、法定耐用年数（40年）を経過したものの割合



10年後には耐用年数を
超過する水道管が
約32%になる予測

水道管の老朽化③

14

水道管の老朽化が進むと水道管の破損が多発し、漏水や道路の陥没等の支障が起こります。また、水道管の破損により各家庭に水道水を送れなくなり、断水が発生します。

老朽化した水道管の破損の一例



2.料金改定までの経緯

料金等審議会への諮問

安心・安全な水を将来に渡って安定して供給するため、適正な水道料金の額、料金体系、改定時期について、「斐川宍道水道企業団料金等審議会条例」に基づき、民間団体の代表者や識見者により設置された「料金等審議会」に対し、企業長から下記の内容について諮問しました。

令和5年6月26日 諮問

諮問の内容

1. 水道料金の額
2. 料金体系の変更（用途別から口径別へ）
3. 料金改定の時期



審議会委員（9名）により、上記の3項目について審議

料金等審議会の答申の概要

1. 平均改定率は**13%**の引き上げとすることが適当である
2. 料金体系について、**用途別から口径別**にすることが適当である
3. 改定時期は**令和7年4月1日**とすることが適当である

附帯意見

- 丁寧な広報活動に努めること
- 経営の効率化・経費節減に努めること
- 5年を目途に定期的に料金見直しの検討を行うこと

**上記について、料金等審議会会長から
企業長へ答申**

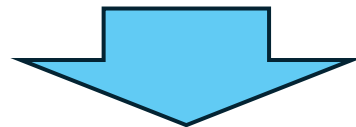
【答申日：令和6年3月11日】



料金改定率決定の考え方①

料金改定率決定の元となる基本的事項

建設改良工事の 計画的継続	・ 老朽した水道管の更新費用 <u>年間 4. 0 億円</u>（年間 6 km の更新） ・ 水道管以外の水道施設更新 <u>年間 0. 5 億円</u> ➡ 安心・安全な水を継続して供給する
企業債の残高抑制	・ 対給水収益比率が <u>6 5 0 %</u>（現在の水準）を超えないよう抑制 ➡ 将来世代への過度な負担を減らす
内部留保資金の確保	・ 給水収益に対する比率 <u>1 / 2 以上</u>を維持 ➡ 災害等により収益が一時的になくとも安定した経営が可能
料金算定期間	・ <u>令和 7 年度～ 1 1 年度の 5 年間</u> ➡ 上記の条件を踏まえて、必要となる 5 年間の費用を算出



5 年間に必要な費用を賄うための料金収入を算出した結果、約 1 3 % の
料金引き上げが必要

料金改定率決定の考え方②

19



5年間で必要な経費

水道料金引き上げ分

約 13% ↑



5年間の水道料金収入

=

3.料金改定の概要

料金改定の内容①(新料金表)

令和7年4月1日から

新料金表

口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)		
	0~8m ³	9~25m ³	26~50m ³	51m ³ ~
13mm	1,144円	151.8円	182.6円	234.3円
20mm	1,144円			
25mm	1,650円			
30mm	1,980円			
40mm	2,310円			
50mm	2,750円			
75mm	3,300円			
100mm	11,000円			
150mm	33,000円			

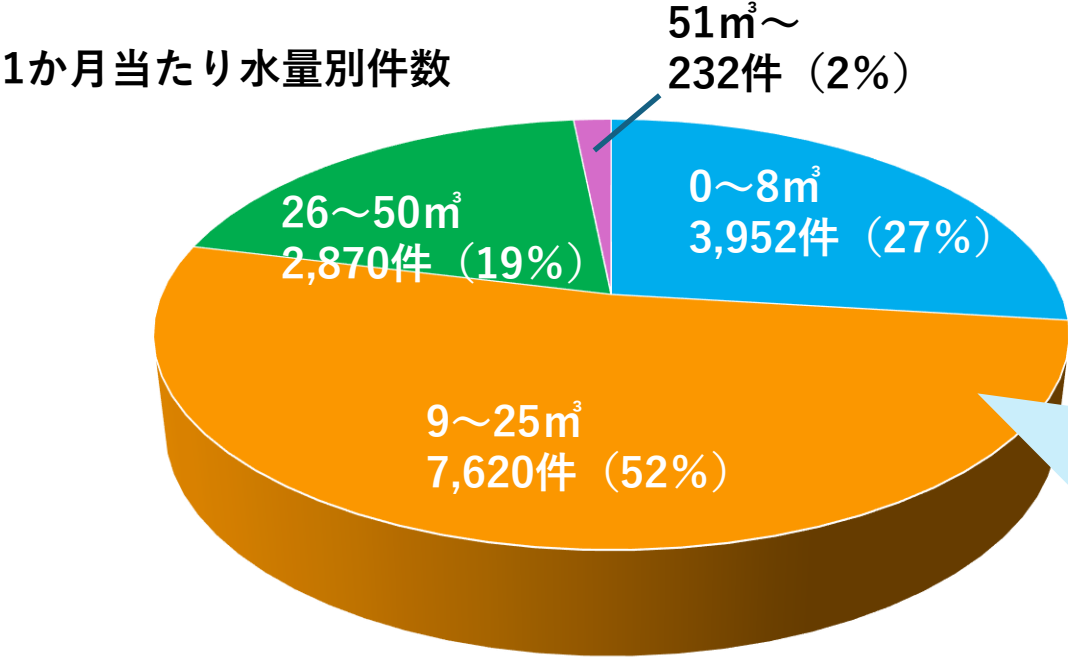
全体の90%
を占める

実際は2カ月分を
まとめて計算・請求
します

- ・ 消費税込み
- ・ 1カ月使用した場合

料金改定の内容②(基本料金と従量料金)

区 分	説 明
基本水量 (0 ～ 8 m ³)	1人世帯の使用を想定 (必要最低限の生活水量)
従量料金Ⅰ (9 m ³ ～ 25 m ³)	2 ～ 4人世帯の使用を想定 標準的世帯の使用水量 (給水区域の平均世帯員数：2.65人)
従量料金Ⅱ (26 m ³ ～ 50 m ³)	2世帯以上の使用を想定
従量料金Ⅲ (51 m ³ ～)	一般家庭以外の店舗・工場など使用量の多いものを想定



一般家庭の13・20mm使用の全件数のうち、1カ月50m³までの利用が**98%**



一般家庭に配慮し、使用水量がおおむね50m³までの世帯は、**平均改定率13%以下**となるように料金を設定

R5.3月検針データ(用途：一般、口径：13mm、20mm)

料金改定の内容③(用途別から口径別へ)

用途別料金体系からの変更理由

- ❑ 用途別料金体系は、水道の普及と公衆衛生向上を目的としたものだが、普及が進み（企業団普及率：99.8%）、本来の目的は達成されている
- ❑ 使用状況や使用目的が多様化してきており、用途が明確に判別できない事象が発生しており、費用負担の公平性の確保が困難
- ❑ メーターの口径が大きいほど基本料金が高くなるため、料金設定が明確

【参考】	昭和40年		昭和60年		平成20年		令和3年	
	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率	事業体数	比率
用途別	1095	99%	868	47%	481	36%	380	30%
口径別	11	1%	705	38%	691	52%	752	60%
その他			270	15%	149	11%	129	10%
合計	1106		1843		1321		1261	

日本水道協会「水道料金表」から作成 各年4月1日現在

口径別料金体系は費用負担の公平性が確保でき、料金設定も明確となる

新旧料金表の比較

24

① ② 旧料金表 ③			
用途	基本料金		従量料金 (1m ³ につき)
	使用水量	料金	
一般用	8m ³ まで	1,034円	9m ³ 以上30m ³ まで 138.6円 31m ³ 以上 172.7円
営業用	10m ³ まで	1,331円	199.1円
官公庁用	10m ³ まで	1,331円	172.7円
学校用	50m ³ まで	6,644円	172.7円
工場用	500m ³ まで	66,440円	199.1円
プール用	1m ³ につき		112.2円
臨時用	1m ³ につき		531.3円
その他(集会所・児童公園・墓地)	4m ³ まで	528円	172.7円

① ② 新料金表 ③				
口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)		
	0~8m ³	9~25m ³	26~50m ³	51m ³ ~
13mm	1,144円	151.8円	182.6円	234.3円
20mm	1,144円			
25mm	1,650円			
30mm	1,980円			
40mm	2,310円			
50mm	2,750円			
75mm	3,300円			
100mm	11,000円			
150mm	33,000円			

- ① 用途別料金を口径別料金へ変更
- ② 基本水量制は継続（新料金表は基本水量一律：8 m³）
- ③ 新料金の従量料金区分は3段階の逡増制（旧料金は一般用のみ2段階制）

新料金表での計算例

25

【例】メーター口径**13mm**で1ヶ月に**30m³**使用した場合…

従量料金②

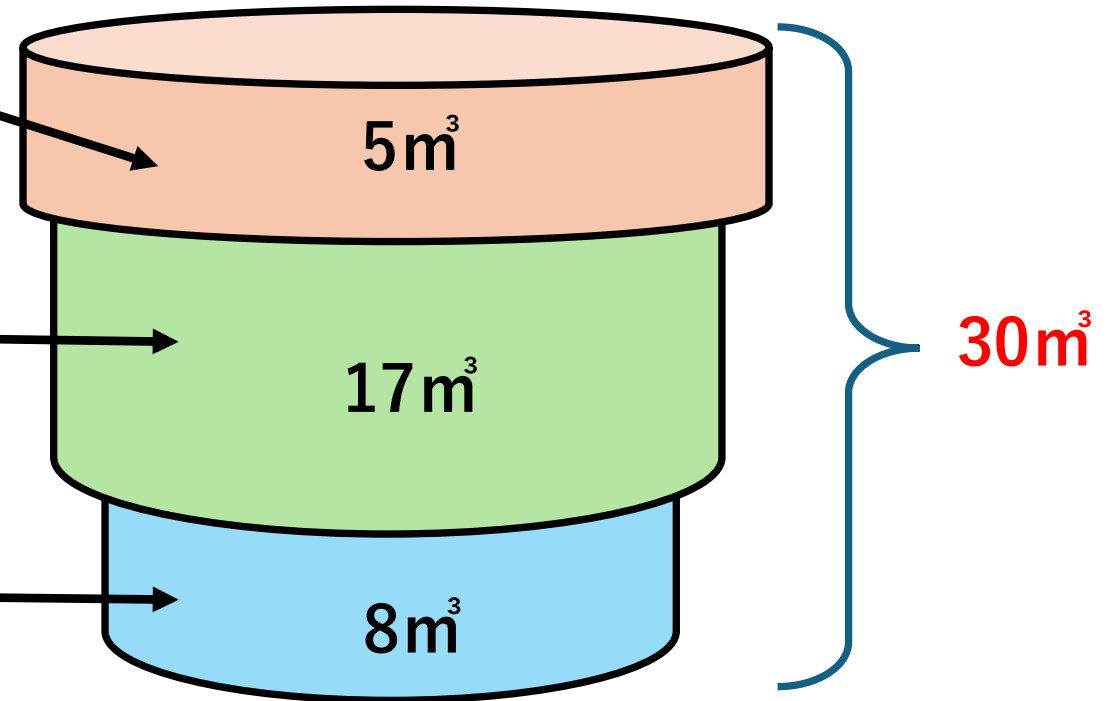
$$30\text{m}^3 - (8\text{m}^3 + 17\text{m}^3) = 5\text{m}^3$$
$$182.6\text{円} \times 5\text{m}^3 = \mathbf{913\text{円}}$$

従量料金①

$$25\text{m}^3 - 8\text{m}^3 = 17\text{m}^3$$
$$151.8\text{円} \times 17\text{m}^3 = \mathbf{2580.6\text{円}}$$

基本料金

$$8\text{m}^3 \quad \mathbf{1,144\text{円}}$$

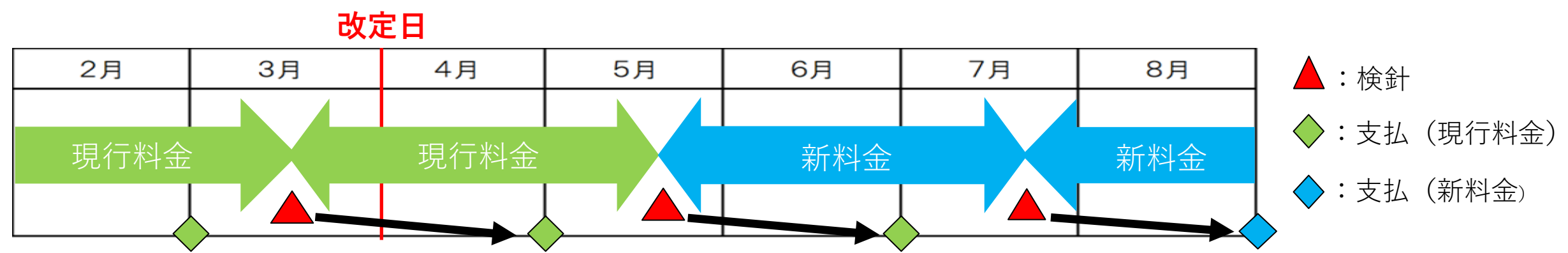


$$\text{基本料金 } 1,144\text{円} + \text{従量料金 } 2580.6\text{円} + 913\text{円} = \mathbf{4,637\text{円}} \text{ (税込)}$$

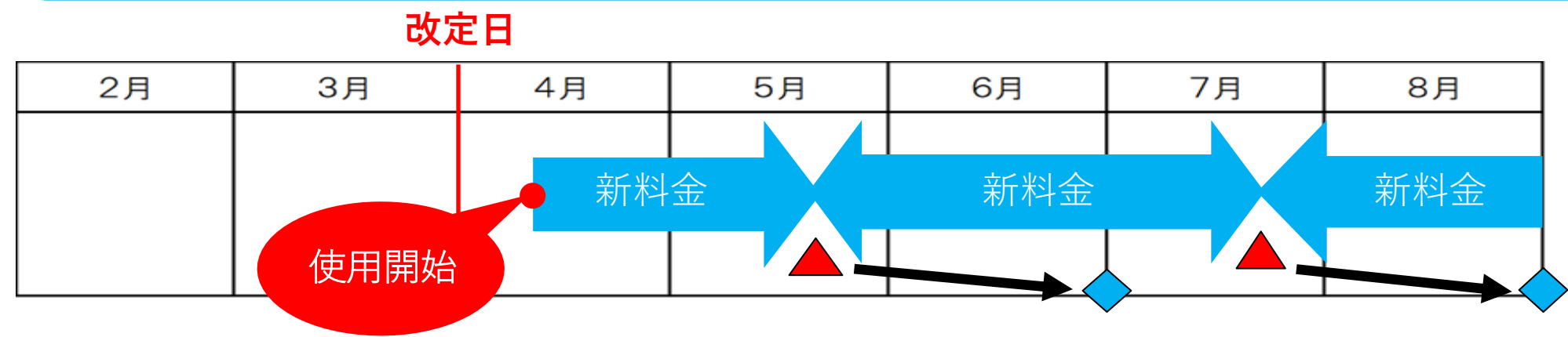
※小数点以下の端数は、従量料金の合計時に切り捨てます

新料金の適用時期

令和 7 年 3 月 3 1 日以前から継続使用



令和 7 年 4 月 1 日以降に使用開始



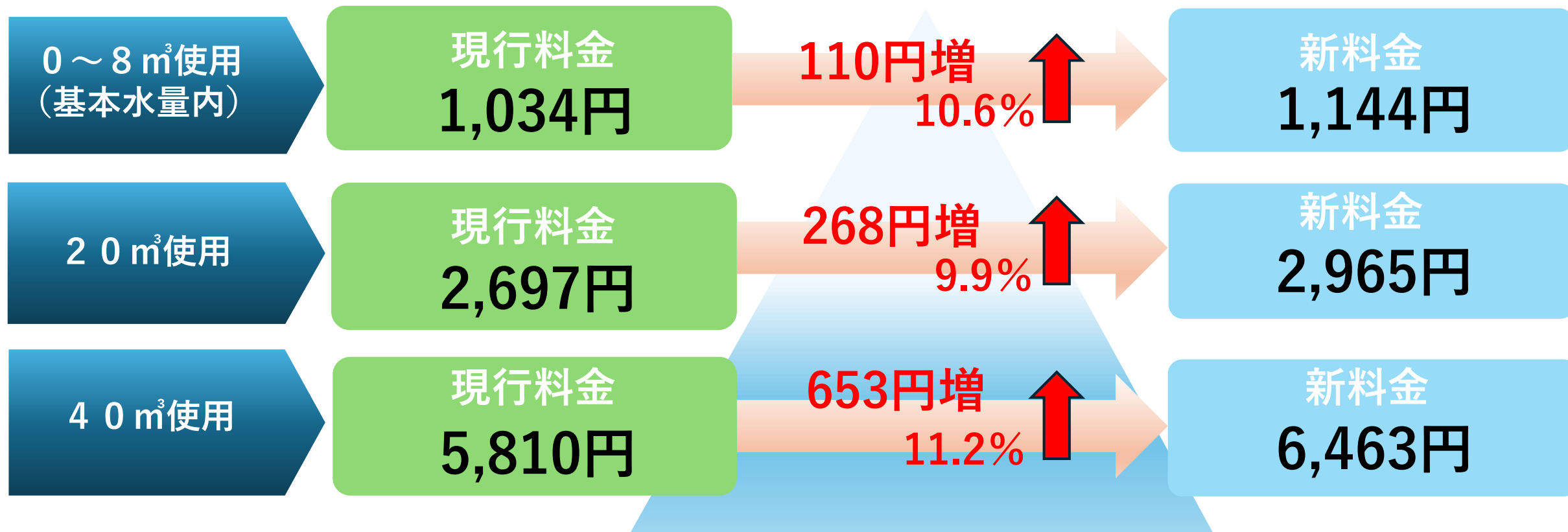
新旧料金比較シミュレーション

27

用途：一般用

口径：13mm・20mm

で1ヶ月使用した場合…



一般家庭ではほとんどの場合、改定率は13%より低くなる

改定後の県内各団体との料金比較

一般用、またはメーター口径13mmで1ヶ月に20m³使用した場合…

【企業団以外は令和4年度末時点の料金】

順位	団 体 名	料 金
1	大田市	5,005円
2	江津市	4,807円
3	隠岐の島町	4,766円
4	西ノ島町	4,578円
5	海士町	4,550円
6	美郷町	4,520円
7	知夫村	4,300円
8	邑南町	4,275円
9	川本町	4,257円
10	雲南市	3,980円

順位	団 体 名	料 金
11	飯南町	3,930円
12	松江市	3,597円
13	奥出雲町	3,540円
14	安来市	3,515円
15	浜田市	3,509円
16	益田市	3,476円
17	出雲市	3,330円
18	津和野町	3,300円
19	吉賀町	3,047円
20	斐川宍道水道企業団	2,965円

参考：島根県薬事衛生課発行「令和4年度 島根の水道」

改定後も引き続き県内の全団体中で最も低い料金水準

水道事業の現状と課題

- ✓ 給水人口の減少等により水道料金の収入が減少
- ✓ 老朽化した水道管の更新を進めていくための費用の増
- ✓ 高い水準にある企業債残高による将来世代への負担増

水道料金改定の考え方

- ✓ 企業債の残高抑制（給水収益の650%以内）
- ✓ 災害等の発生を想定し、一定の内部留保資金を確保（給水収益の1/2以上）
- ✓ 使用者の大多数を占めるメーター口径13mm・20mmの一般家庭の改定率は低く抑える

水道料金改定の内容

- ✓ 平均改定率は約**13%**（一般家庭は約10%）
- ✓ 用途別料金を口径別料金へ変更（より公平な経費負担）
- ✓ 周知期間を考慮し、改定の適用は**令和7年4月1日**から

安心・安全でおいしい水を今後も継続して提供していくためには、計画的に水道管や施設を更新していく必要があります。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、よりよい水道サービスの提供を続けていくため、より一層経営の効率化や経費の削減に努めていきますので、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。